

# 調査報告書

令和 7 年 5 月

桶川市いじめ調査委員会

## 目 次

ページ

はじめに	3
第 1 調査開始に至る経緯	3
第 2 調査の進め方	4
第 3 当委員会の活動記録	5
第 4 「いじめ」該当性の判断について	7
第 5 学校及び市教委の対応についての検討	1 3
第 6 再発防止に向けての提言	2 0
結びに	2 5
◇桶川市いじめ調査委員会委員名簿	2 6

## はじめに

桶川市内中学校（以下「当該校」という。）で「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第28条に定めるいじめの重大事態が発生した。

桶川市においては、「桶川市いじめ防止連絡協議会等条例」第4条により、学校でいじめの重大事態が発生し、学校における調査が困難であると桶川市教育委員会（以下「市教委」という。）が認めた場合は、桶川市いじめ対策委員会が調査を行うと規定されている。そこで、桶川市いじめ対策委員会では令和5年8月より本事案に関する臨時委員会（以下「当委員会」という。）を開催し調査等を進めてきた。

当委員会では、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）を踏まえ、公平性や中立性を確保し、客観的に事実を把握することを基本とし、中立的な立場にある弁護士などの専門職が本事案に関する聴き取り調査や関係資料の分析等を行った。本報告書は、それらの内容及びいじめの再発防止に向けての提言をまとめたものである。

いじめは決してあってはならない。しかし、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。本報告書が今後当該校及び市教委におけるいじめの防止対策等の取組に生かされることを願っている。

## 第1 調査開始に至る経緯

令和5年7月18日、令和元年度から令和3年度に当該校に在籍していた生徒（以下「A」という。）の保護者より市教委あてに電話が入り、Aが当該校在籍時に同級生からいじめを受けていたことについて、いじめの重大事態として第三者委員会による調査を行うよう要望が出された。

同日、市教委は本事案について当該校校長に、当時の記録を精査し、報告するよう指示した。

同年7月24日、当該校校長より市教委に、本事案に関する「児童生徒事故について（報告）」（以下「事故報告書」という。）が提出された。その中で、いじめの「重大事態に相当する可能性が否定できない」とする4事案が報告された。

同年8月1日、市教委は当該校からの報告を受け、本事案をいじめの重大事態（法28条第1項第2号）と判断し、調査を開始することを桶川市長に報告した。

同年8月10日、市教委はAの保護者へ本事案をいじめの重大事態として調査することを伝えた。

同年8月18日、当委員会にて市教委より本事案に関する説明があり、いじめの重大事態として調査を開始することが伝えられた。

同日、当委員会委員長よりAの保護者に、調査実施のための内容確認等を行い、了承を得た。

## 第2 調査の進め方

### 1 調査の目的

本調査は、本事案に関するいじめの事実の全容解明、当該校及び市教委の本事案への対応の検討、再発防止に向けての提言をまとめることを目的とする。

民事上・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とはしない。

### 2 調査組織

本調査は、当委員会が行う（※委員名簿は後掲）。

### 3 調査方法

#### （1）聴き取り調査（※対象者は以下の通り）

- ・ A
- ・ Aの保護者
- ・ B（当該校元生徒、Aと1年生時同クラス）
- ・ C（当該校元生徒、Aと1年生時同クラス）
- ・ D（当該校元生徒、Aと2年生時同クラス）
- ・ E（当該校元生徒、Aと2年生時同クラス）
- ・ 校長 F（当該校現校長）
- ・ 元校長 G（Aの1・2・3年生時の当該校校長）
- ・ 元教頭 H（Aの2・3年生時の当該校教頭）
- ・ 教諭 I（Aの1年生時の担任、2・3年生時の学年主任）
- ・ 教諭 J（Aの1年生時の英語科担当教員、2・3年生時の担任）
- ・ 教諭 K（Aの1・2年生時の国語科担当教員）
- ・ 教諭 L（Aの1年生時の体育科担当教員）
- ・ 教諭 M（Aの1・2・3年生時の社会科担当教員）
- ・ 教諭 N（Aの小学校6年生時の担任）
- ・ スクールカウンセラー O
- ・ 元学務課長 P
- ・ 元学務課長 Q
- ・ 元学校支援課長 R

調査対象者に対し、原則2名の委員が同席して聞き取り調査を行った。

聞き取り内容は調査対象者の許可が得られた場合はICレコーダーで録音し、委員の一人が持ち帰って再生作業を行い、資料を作成した後、レコーダー内のデータを消去した。

#### （2）関係資料の収集及び分析（※資料内に本報告書中の教諭W、生徒X、生徒Y、生徒Zの記載あり）

- ・ 当該校から市教委へ提出した事故報告書

- ・市教委から県へ提出した事故報告書
- ・市教委から国へ提出した報告書
- ・当該校が作成した保護者あて生徒からの聴き取り結果書面
- ・Aの保護者から提出されたAの診断書（2通）
- ・Aの保護者から提出された元生徒に行ったアンケート結果
- ・市教委が保管する電話対応等の記録
- ・その他関連資料

#### 4 いじめ該当性の判断指針

いじめは、法第2条により「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

当委員会では、この定義に基づき以下の2点をいじめ該当性の判断指針とした。

- (1) 「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為」が存在しているか。
- (2) その行為が、当該行為の対象となった「児童等が心身の苦痛を感じているもの」であるか。

なお、この認定にあっては、次の国会審議を参考とする。

「『児童等が心身の苦痛を感じているもの』の判断は、対象となった児童等の主観に基づき判断されるが、被害児童等の主観的要素のみならず当該被害児童等をめぐる客観的要素、具体的には本人の様子や周囲の様子といったものの総合判断、主観と客観の総合判断でなされるべきである。」（第183回国会平成25年6月20日参議院文部科学委員会参照）。

さらに、「被害児童等の尊厳を保持するため」（法第1条）という法の趣旨に照らし認定を行うことはいうまでもない。

#### 第3 当委員会の活動記録

	実施日	活動名	内 容	場 所
1	令和5年 8月18日	第1回桶川市 いじめ調査委員会	事務局より経緯説明 今後の方針について協議	桶川市役所
2	令和5年 10月11日	第2回桶川市 いじめ調査委員会	今後の方針について協議	桶川市役所

3	令和5年 12月2日	聴き取り調査1	Aに個別聴取実施	桶川市役所
4	令和6年 1月10日	聴き取り調査2	Aの保護者に個別聴取実施	桶川市役所
5	令和6年 1月11日	第3回桶川市 いじめ調査委員会	今後の調査の進め方につ いて協議	桶川市役所
6	令和6年 1月29日	聴き取り調査3	F校長に個別聴取実施	桶川市役所
7	令和6年 2月9日	第4回桶川市 いじめ調査委員会	調査内容、今後の進め方等 について検討・協議	桶川市役所
8	令和6年 3月1日	聴き取り調査4	H元教頭に個別聴取実施	当該校
9	令和6年 3月4日	聴き取り調査5	I教諭に個別聴取実施	当該校
10	令和6年 3月7日	聴き取り調査6	J教諭に個別聴取実施	当該校
11	令和6年 3月8日	聴き取り調査7	G元校長に個別聴取実施	桶川市役所
12	令和6年 3月12日	聴き取り調査8	K教諭に個別聴取実施	桶川市役所
13	令和6年 3月18日	聴き取り調査9	L教諭に個別聴取実施	県内公立中 学校
14	令和6年 5月8日	第5回桶川市 いじめ調査委員会	調査内容、今後の進め方等 について検討・協議	桶川市役所
15	令和6年 5月29日	聴き取り調査10	Oスクールカウンセラー に個別聴取実施	当該中学校
16	令和6年 6月12日	聴き取り調査11	M教諭に個別聴取実施	県内某所
17	令和6年 6月20日	聴き取り調査12	P元学務課長に個別聴取 実施	桶川市役所
18	令和6年 7月4日	聴き取り調査13	Q元学務課長に個別聴取 実施	桶川市役所
19	令和6年 7月10日	聴き取り調査14	R元学校支援課長に個別 聴取実施	桶川市役所
20	令和6年 7月10日	第6回桶川市 いじめ調査委員会	これまでの調査結果、報告 書作成について協議	桶川市役所

21	令和6年 7月10日	聞き取り調査15	N教諭に個別聴取実施	桶川市役所
22	令和6年 7月25日	聞き取り調査16	G元校長に個別聴取実施	桶川市役所
23	令和6年 8月16日	第7回桶川市 いじめ調査委員会	これまでの調査結果、報告 書作成について協議	桶川市役所
24	令和6年 11月6日	第8回桶川市 いじめ調査委員会	報告書の内容について協 議	桶川市役所
25	令和6年 12月20日	第9回桶川市 いじめ調査委員会	報告書の内容について協 議	桶川市役所
26	令和7年 2月7日	第10回桶川市 いじめ調査委員会	報告書の内容について協 議	桶川市役所

※元生徒B、C、D、Eに対する聞き取り調査は、当委員会より元生徒に協力を依頼したが協力が得られず実施できなかった。

#### 第4 「いじめ」該当性の判断について

1 Aに係る「いじめ」調査事案は、市教委作成に係る令和5年8月31日付「児童生徒事故について（報告）」と題する書面（以下、「事故報告書」という。）、令和5年12月24日に実施したA本人からの聴取、令和6年1月10日に実施したAの両親からの聴取に基づくと、以下のとおりである。

なお、事故報告書には、別の「いじめ」案件も報告されているが、当委員会が、Aの両親から事情を聴取した際、「いじめ」案件として扱わないとの話になったことから、これについては調査事案から外した。

##### （1）調査事案1

体育委員であったAが、B及びCから、令和元年ころ、整列や準備体操を行った際、からかわれ、ちょっかいを出された。

##### （2）調査事案2

休み時間自席にいたAが、Dから、令和2年10月、シャープペンシルで、複数回、突然足などを後ろから刺された。

##### （3）調査事案3

Aが、DあるいはBから、令和元年10月又は令和2年10月、歌の練習の際、歌い方について変だと言われた。

なお、Aの両親からの聴取では、Bから言われた旨を述べていることから、その両名を対象として調査検討をした。

##### （4）調査事案4

Aが、Eから、令和2年10月ころ、うまくしゃべれないことをからかわれた。

(5) 調査事案5

Aが、令和2年10月ころ、ハーフパンツを下ろされた。

(6) 調査事案6

Aが、令和元年5月ころ、クラスメイトから笑われた。

2 調査事案1について

(1) Aが主張する「いじめ」の内容は、体育委員であった同人が、B及びCから、令和元年ころ、体育の授業時の整列や準備体操を行った際、からかわれ、ちょっかいを出されたというものである。

(2) 上記事実に関する証拠

ア N教諭、J教諭、I教諭に対する聞き取り調査から、Aには、以前より言葉に詰まる等吃音の特徴がみられたことが述べられている。

イ I教諭、H元教頭による、Bに対する、令和3年10月20日聴取の中で、同人が、Aに対し、体育の授業でちょっかいを出したことを認め、同月21日聴取の中で、ちょっかいの内容としては、L教諭からの指示に基づきAは号令をかけなくても良い状況にあったが、同人に対し、何度も「起立、起立」と言い困らせたというものであった。

ウ W教諭、H元教頭による、Cに対する、令和3年11月12日聴取の中で、同人が、授業始めの集団走の後、Bとともに、Aの「1、2」の掛け声が変だと発言したことを認めている。

エ I教諭、H元教頭による、Xに対する、令和3年10月19日聴取の中で、同人が、Aから、B、Cからちょっかいを出されたことについて相談を受けていた旨の発言がある。

オ W教諭、H元教頭による、Yに対する、令和3年11月5日聴取の中で、男子が、Aに対し、「1、2」の掛け声が変だと何回か言っているのを聞いた旨の発言がある。

カ I教諭に対する聞き取り調査のなかで、Aから、B、Cが、整列の際にちょっかいを出してきた旨を相談し、I教諭は、B、Cに対し指導をしている。

(3) 判断

調査事案1については、Aが、B及びCから、令和元年ころ、体育の授業時の整列や準備体操で号令をかけた際、「1、2」の掛け声が変だと言われ、からかわれ、ちょっかいを出されたとの事実を認めることができる。

(4) 「いじめ」該当性について

ア B及びCが、体育の授業の号令の際、「1、2」の掛け声が変だと発言したことは、Aに言葉につまる等吃音が見受けられ、その状態を受けてなされたものと判断することができ、また、クラスメイトの記憶に残る程度に、頻繁になされていたと判断することができる。

そして、A自身が気にしているであろうと容易に想像することができる吃音が

見受けられた号令や発言に対し、複数回に及び、それが変であると評価し、これを指摘する行為は、同人が「心身の苦痛を感じ」る行為であると判断することができる。

特に、Aは、B、Cからちょっかいを出されたことについて、心身の苦痛を感じていたからこそXあるいはI教諭に相談をしており、自分の内心で処理することができる許容性を超過した状態になっていたと判断することができる。

イ また、Bが、Aに対し、何度も「起立、起立」と言っているが、Aが吃音であること及び自己の行為がAを困らせる行為であることを認識していることから、容易に、「心身の苦痛を感じている」と判断することができる。

ウ よって、Aが、B及びCから、令和元年ころ、体育の授業時の整列や準備体操で号令をかけた際、「1、2」の掛け声が変だと言われ、からかわれ、ちょっかいを出されたことは、「いじめ」に該当する。

### 3 調査事案2について

(1) Aが主張する「いじめ」の内容は、休み時間自席にいたAが、令和2年10月、シャープペンシルで、複数回、突然足などを後ろから刺されたというものである。

(2) 上記事実に関する証拠

ア W教諭、H元教頭による、Dに対する、令和3年11月8日聴取の中で、同人が、2年時、Aが休み時間に座っているとき、シャープペンで突いてびっくりさせたことを認める発言をしている。

イ Dは、A以外の生徒に対してもシャープペンシルでつつく行為をしていたが、相手の反応が面白くてやったこと、Aが嫌がっているとは思わなかつたと話している。Dの行為に対しては、J教諭が指導している。

ウ K教諭が教育委員会からの調査の際に作成した顛末書によれば、Aの母親から、令和2年10月28日、Aが、Dから、同年8月27日、同年9月3日、同年10月19日から23日にかけて、シャープペンで突かれた旨の訴えがあり、K教諭は、I教諭とともに、Dに対し指導をしている。

エ K教諭の同顛末書によれば、令和2年10月8日の朝の会において、I教諭が、Aが心身のバランスを崩して休んでいること、登校した際には温かく迎え入れて欲しい旨を伝えており、生徒らはAの心身の状態を認識した。

(3) 判断

調査事案2については、その時期や回数等の詳細については明確に判断できないものの、休み時間自席にいたAが、Dから、令和2年10月、シャープペンシルで、複数回、突然足などを後ろから刺されたとの事実を認めることができる。

(4) 「いじめ」該当性について

ア Dは、J教諭に対し、上記行為の際、Aが嫌がっているとは思わなかつたと話している。

イ しかし、「心身の苦痛を感じているもの」であるか否かの認定にあっては、対象

となった児童等の主觀に基づき判断されるが、被害児童等の主觀的要素のみならず当該被害児童等をめぐる客觀的要素、具体的には本人の様子や周囲の様子といったものの総合判断、主觀と客觀の総合判断でなされるべきであり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることはもとより、「被害児童等の尊厳を保持するため」（法第1条）という法の趣旨に照らし認定を行うことはいうまでもない。

Aは、真面目でおとなしい性格であることを考えれば、突然、何らかの行為をされた時、瞬時に自分の意思を明確に表示することが容易ではなかったと推測できるのみならず、突然、後方からシャープペンシルで足などをつかれて嫌がらないと判断することが、常識的に判断して不合理な判断である。

また、J教諭が指導していることも考えれば、Dが片面的にどのように考えようが、少なくとも、シャープペンシルで足などをつかれる被害を受けた者が嫌がる行為であると容易に判断することができる。

更には、I教諭が、Aの状態を説明したうえで、温かく迎える提案をしていることを考えれば、当時のAの心身の状態を容易に認識することはできたにもかかわらず、程なくして、Aに対し、シャープペンシルで足などをつかれる被害を受けた者が嫌がる行為であると容易に判断することができる行為を行うことは、悪質である。

ウ そうすると、Dによる上記行為は、Aが、「心身の苦痛を感じているもの」と容易に判断することができる。

エ よって、休み時間自席にいたAが、Dから、令和2年10月、シャープペンシルで、複数回、突然足などを後ろから刺されたことは、「いじめ」に該当する。

#### 4 調査事案3について

(1) Aが主張する「いじめ」の内容は、Aが、DあるいはBから、令和元年10月又は令和2年10月、歌の練習の際、歌い方について変だと言われたというものである。

(2) 上記事実に関する証拠

ア Bによる上記行為についての発言はない。

イ Dは、令和元年度、Aと同クラスではない。

ウ 令和2年10月29日、Dに聴取したところ、歌の歌い方が違うんじゃないと指摘したことを認める発言をしたとの記録がある（F校長聴取）。

エ Aは、令和2年10月、少し教室に入れるようになったが、校内音楽会に向けての練習においてトラブルがあり、ほぼ登校できなくなった（J教諭）。

(3) 判断

調査事案3については、Bによる行為であると認める証拠はないことから、Bとの関係で判断することができない。

しかし、Aが、Dから、令和2年10月ころ、歌の練習の際、歌い方が違うん

じやないかと指摘されたとの事実を認めることができる。

(4) 「いじめ」該当性について

ア Dによる発言の意図は明らかではないが、Aに吃音があること、緊張すると言葉に詰まる、言葉が出づらくなることがあることを考えれば、歌い方が違うんじゃないかとの指摘は、吃音を指摘する発言、あるいは、吃音に起因する歌い方の特徴を指摘する発言であると判断することができる。

イ Aからすると、吃音あるいは吃音に起因する歌い方の特徴は、他人に指摘されたくない事柄であり、Dに指摘されたトラブル以降登校困難になっていることも考慮すれば、これを指摘する行為は、Aが、「心身の苦痛を感じているもの」と判断することができる。

ウ よって、Aが、Dから、令和2年10月ころ、歌の練習の際、歌い方が違うんじゃないかと指摘されたことは、「いじめ」に該当する。

## 5 調査事案4について

(1) Aが主張する「いじめ」の内容は、Aが、Eから、令和2年10月ころ、うまくしゃべれないことについて、からかわれたというものである。

(2) 上記事実に関する証拠

ア Aが、J教諭に対し、令和2年10月26日、嫌なことがあってうまく話せないこと、Eにからかわれた旨訴え早退したとの記録がある。

イ W教諭、H元教頭による、Eに対する、令和3年11月10日聴取の中で、Aが授業中指名されて答えたが、正解とは違っていたことから、Eが、Aに対し、休み時間に「事故ったな」と発言したことを認めている。

(3) 判断

調査事案3については、Eが、Aに対し、令和2年10月26日、Aの授業中の回答について「事故ったな」と発言したとの事実を認めることができる。

(4) 「いじめ」該当性について

ア Eが、Aに対し、「事故ったな」と発言した理由については、授業中に指名されて答えたが、正解とは違っていたことを上げる。

しかし、不正解であった回答に関して、「事故ったな」と発言することは、単に不正解であることを指摘するにとどまらず、回答内容が不正解であることを殊更に強調するものであり、特段、不正解であることを強調する必要性も認められないことから、これを正当な理由として判断する事はできない。

イ Aは、Eにからかわれた旨を訴え早退したとの結果を考えれば、Aが、Eの発言に起因して、「心身の苦痛を感じている」と判断することができる。

ウ よって、Eが、Aに対し、令和2年10月26日、Aの授業中の回答について「事故ったな」と発言したことは、「いじめ」に該当する。

## 6 調査事案5について

(1) Aが主張する「いじめ」の内容は、令和2年10月ころ、ハーフパンツを下ろされたというものである。

(2) 上記事実に関する証拠

ア Aの親は、Aが穿いていたハーフパンツの紐を固く結んでおり、紐が解けずハサミで切ったことがあると話す。

イ H元教頭は、Cが、別生徒に対し、ハーフパンツを下ろす行為を行ったことはあるが、Aに対して行ったか否かは定かではないと証言する。

(3) 判断

調査事案5については、当該校にあって、Cあるいは、その他の生徒が、別の生徒に対し、ハーフパンツを下ろしたことがあったとの事実を認めることはできるが、Aに対し、ハーフパンツを下ろした行為があったと認めるまでには至らない。

(4) 「いじめ」該当性について

ア Aが主張する、令和2年10月ころ、ハーフパンツを下ろされたとの事実を認めるには至らないことから、これを「いじめ」と評価する事はできない。

しかし、当該校でハーフパンツを下ろす行為が認められたこと、これまでにも他の生徒からからかわれるなど「いじめ」の経験を有するAが、自分もハーフパンツを下ろされるのではないかと不安になり、これに対する防衛策としてズボンの紐を固く結び、ハーフパンツを下ろされない状態にしたことは想定できる。

イ そうすると、「いじめ」に該当するとの判断をすることはできないが、これを招来させ得る状態にあったことは判断することができる。

## 7 調査事案6について

(1) Aが主張する「いじめ」の内容は、Aが、令和元年5月ころ、クラスメイトから笑われたというものである。

(2) 上記事実に対する証拠

ア H元教頭らによる生徒に対する聞き取り調査の中で、主として国語の時間に、K教諭から、音読することの指名をされたAが、吃音の影響もあり、言葉につまる等したことについて、クラスの者が笑ったとの複数のクラスメイトによる証言が存在する。

イ H元教頭らによる生徒に対する聞き取り調査の中で、K教諭が、Aの音読をまね、笑っていたとの複数の証言が存在する。

(3) 判断

調査事案6については、その日時や場所、その主体を特定することはできないが、Aが、国語の授業で音読をし、吃音の影響もあり、言葉につまる等した際に、クラスメイトに笑われたとの事実を認めることができる。

(4) 「いじめ」該当性について

ア Aが主張する「いじめ」の内容は、令和元年5月ころ、クラスメイトから笑われたというものであるが、その日時、場所、行為の主体を特定することはできないが、Aが、国語の授業で音読をし、吃音の影響もあり、言葉につまる等した際に、クラスメイトに笑われたとの事実を認めることができる。

イ クラスメイトが笑った理由は、Aが吃音であるという身体的特徴に起因するものであり、これを許容する事はできない。特に、Aからすると、自分の意思や努力では如何ともし難い点を理由として笑われていることから、「心身の苦痛を感じている」と優に判断することができる。

ウ この点、K教諭もAの真似をしたり笑ったりしていたとの事実も認めることができる。

しかし、本来Aの真似をしたり笑ったりしていた生徒がおればこれを止めるべき立場にある教諭が、自らAの真似をしたり笑ったりしていたとしても、その行為自体許容できるものではないことは明らかであることから、クラスメイトが、教諭が同様の行為を行っていたことをもって免責されるはずもなく、「いじめ」該当性が否定されるものではない。

## 8 小括

以上より、調査事案5については、「いじめ」該当性を認めることはできないが、その余の調査事案については「いじめ」であると判断する。

## 第5 学校及び市教委の対応について

### 1 学校の対応・問題点について

#### (1) いじめの認知について

ア 本件においては、Aの両親から、令和5年7月18日、いじめ重大事態として対応することの要望を受け、これを端緒として、令和5年8月1日、いじめ防止対策推進法第28条第1項2号に該当するいじめ重大事態として調査することが判断され、同日、市教委から地方公共団体の長に対し報告がなされている。

その後、「いじめ重大事態の発生に関する報告について」と題する第1報が作成されたのは、令和5年9月25日である。

イ 本件では、形式的には、重大事態としてのいじめの認知は令和5年8月1日と判断することができるが、Aの両親から、令和5年7月18日、いじめ重大事態として対応することの要望を受ける以前から、以下のとおり、K教諭によるAに対する不適切な指導やこれに起因する問題が生じており、問題として取り上げられていた。

(ア) 令和2年9月17日、K教諭によるAに対する不適切な指導につき、Aの母親、K教諭、I教諭で面談が行われており、令和3年1月27日付G元校長作

成の職員事故報告書には、事故の発生日時を令和2年9月14日、同月16日、事故の種別をK教諭による不適切な言動、事故の概要としてAの吃音をまねる等が挙げられている。また、令和3年1月27日付けK教諭作成の顛末書にも同旨の記載がある。

令和3年2月10日、同年3月4日、K教諭による不適切な言動につき、市教委による事情聴取が行われており、この中で、Aの吃音をまねる等の事実が確認されている。同年3月4日の事情聴取の中で、Aが教室に入れない理由について、G元校長から、「クラスメイトからのからかいがフラッシュバックして不安で教室に入れない」との回答がなされている。

(イ) Aの1年次の担任で2年次の学年主任のI教諭は、令和2年12月頃作成した「Aの経緯・経過報告」と題する書面において、9月16日の母親からの架電の中で、先生が本人の発言の真似をしたことにより、クラスのみんなに笑われてしまい傷ついた、今回のことがきっかけでいじめにつながることを考えていなか、と発言された旨記載がある。

「Aの経緯・経過報告」と題する書面の10月5日に関する記載の中で、周りにわざとやっているの?とか、緊張しないでしゃべれよと言われるのが嫌だとの記載がある。10月9日に関する記載の中で、体育委員を交代したいこと、Z君がマネしたり、体に触れたりしてくることを指導して欲しいとの要望がなされ、これらが解決すれば安心して登校できると思うとの記載がある。10月28日に関する記載の中で、Dからシャープペンで突かれた、28日の歌の練習の際に歌い方が変だと言われた、との記載がある。10月29日に関する記載の中に、Dからの聴取の回答として、Aが自席にいたので後ろから座って近づき、右足を2回突いた、Aが「痛い」と反応したこと、歌い方が違うのではないかと指摘したことを認める記載がある。

上記のとおり、I教諭は、令和2年9月から10月にかけて、Aが、K教諭からの不適切な言動に起因して、クラスメイトから吃音を真似される、シャープペンで突かれる、歌い方が変だと言われた等のいじめを受けていること、これが原因で登校が困難になっていることを認識している。

(ウ) 令和3年10月14日から同年11月12日にかけて、生徒への聞き取り調査が行われ、その中で、Aに対するK教諭の言動、クラスメイトからの言動について話が上がり、クラスメイトから吃音を真似される、うまくしゃべれないことに対し笑われる、ちょっとかいを出される等の回答がなされている。

ウ 上記のとおりの経緯や調査を検討すると、当初は、K教諭による不適切な言動が問題となっていたが、その調査の中で、クラスメイトによるいじめと解される言動が多数確認、認識されていたと判断することができる。

また、Aは、令和2年9月以降欠席することが増え、同年11月は、登校していないがI教諭らが家庭訪問をした日数を登校として扱う等の対応がなされている。

そうすると、本件では、令和2年9月から11月ころには、いじめを具体的に認知することができる状態にあり、かつ、これに起因して欠席が増えていたことをも認知できる状態にあったと判断することができる。

しかし、いじめとして認知することができる情報が散見されながら、これらが見逃され、結果、いじめと認知されず、かつ、いじめとして対応されてこなかった。

よって、令和2年9月から11月ころには、いじめを認知すべきであり、いじめとして具体的な対応をすべきであった。

## (2) 本件をめぐる学校の対応について

ア 上記のとおり、本件では、学校現場においては、令和2年9月から11月ころには、いじめを認知することができる状態にあったと判断することができる。しかし、いじめ重大事態として取り上げられたのは、令和5年8月1日であり、相当期間の経過が認められる。

確かに、本件では、当初、K教諭による不適切な言動が問題になり、学校側もK教諭による不適切な言動に主眼を置き、対応していたことが認められる。

この様に、学校が、その主たる原因であるところの問題に主眼を置き、その問題について優先して対応、解決に当たるという方策自体を否定するものではない。

しかし、本件では、以下のとおりの問題点を指摘することができる。

### イ いじめの認知、早期対応、初動対応の遅れについて

本件では、問題調査の過程において、K教諭による不適切な言動のみならず、クラスメイトによるAの吃音に関するからかい等の存在が発覚し、Aが登校できていなかつた状態にあること自体は把握していた。

このような事態を勘案すれば、その時点で、いじめの存在を疑い、いじめ問題として対応すべきであったと考える。特に、本来、不適切な言動を注意すべき立場にある教員により不適切な言動がなされた場合、これを見聞きした生徒らが、不適切な言動をすることが許容されていると曲解し、同様の言動に出ることは推測するに難くない。

本件では、教員による不適切な言動が問題となっており、その調査の中で、いじめと判断できる具体的な事情が見受けられたのであるから、可能な限り早い段階で、いじめ問題として十分な対応をすべきであった。特に、いじめ問題は、時間の経過とともに関与者が増える、内容が激化する等深刻さを増す場合が多いことを考えれば、可能な限り早期に、いじめと認知し、適切な対応を取るべきであった。

### ウ 情報共有と一貫性ある解決策を講じることについて

本件では、いじめ問題としての対応として、対象生徒らに対する注意はなされてはいるが、学年、学校内で情報共有をして、より抜本的な解決に当たるということまでは至っていない。

問題調査により集積された情報が、G元校長、I教諭らごく一部の教員内に留

まり、その一部の教員により対応を検討し、伝わらない誠意はないと考えのもと、事態収拾に当たるという対応がなされていた。当初は、問題解決のために、担任であるJ教諭も加わっていないという状態であった。

また、生徒に関する情報という点からは、問題を起こしやすい生徒の情報は共有されがちであるが、大人しく比較的目立たない生徒の情報は共有されづらい傾向にある。教師間で、個々の生徒の個性や特性に応じた共通理解を持つことができればよかったですと考える。

この様に、本件では、一部の教員内に情報が留まり、学年全体、学校全体で情報共有が図られることはなく、少なくとも、学年全体で対応するという方向にならなかつた。このため、それぞれの教員が、それぞれの立場や考えに基づき、対応をするという一貫性に欠ける対応になつた。

#### エ 未然防止対策の不十分さについて

本件では、対象生徒らに対する注意はなされてはいるが、令和2年10月以降、立て続けにいじめが発生し、終息はしていない。

そうすると、対象生徒や内容は異なるが、対象生徒に対する個別の注意では解決に至らず、効果は限定的であったと判断せざるを得ない。また、更なるいじめを未然に防止するための方策を講じたのかも見えてはこない。

いじめを認知したのであれば、当該いじめを収束させる事はもとより、再びいじめが生じないように対策を講じる必要があった。特に、本件のようにいじめが身体的特徴に基づき、本人の努力では如何ともしがたい場合、本人の立場を慮り配慮をする視点を持ち、人権教育等の幅広い観点からの対策が不可欠である。また、小学校からの申し送りも参考に、教員間で生徒個々人の性格を踏まえた共通理解を持つことも必要である。しかし、本件では、これらいじめ予防対策が十分に取られていたとまでは見受けられない。

#### オ 本人及び家族不在の対応について

(ア) 本件のように教員による不適切な言動に起因して生徒らによるいじめが生じたというケースでは、原因を作出した不適切な言動を行った教員との接触を極力低減すべきであるが、令和2年9月以降も、伝わらない誠意はないと考えから、むしろ積極的な関与が図られている。

確かに、Aが、積極的にK教諭を避けていたというような言動が見られなかつたかもしれないが、Aの性格を知っている教員としては、Aの内心を慮り、Aの立場に立って、事に当たるべきであった。

本件では、いじめを受けた本人の立場に立って考えるという対応が不十分であつたことに問題がある。

(イ) また、いじめによる被害は対象生徒が尤も苦痛を受けるのは当然であるが、その保護者も不安な日々を送り、どの様にすればいいのかわからない状態に置かれる。そこで、保護者に対する情報共有がなされ、保護者も一体となった事案解決を図ることが理想である。特に、本件のAのように、自分の気持ちを表

現する事が困難であり、本来であれば信頼すべき対象である教員による不適切な言動がなされていた状態を考えれば、Aの気持ちの代弁者として保護者は重要な地位にある。

本件では、両親、特に母親が学校に連絡を入れ、あるいは教師がA方を訪問するなどしたことで、一定程度の情報共有は図られていたと判断することはできる。しかし、学校側からの情報提供が受動的なものであったと判断することができることから、保護者からすれば情報を隠匿しているのではないか等疑念を持つことになり、事案解決に困難を生じさせる。

このような点から、本件では、保護者に対しても十分な情報が共有されたとは言えず、また、保護者も含めて本件について抜本的解決をするためのスキーム形成が出来ていたとは判断できない。このことは、K教諭の不適切な言動が問題になり、Aの両親から、更には、K教諭も異動することを希望していながら、異動が認められなかつたという一事からも伺える。

なお、本件のような問題が生じた場合には、保護者と学校側は、ともすれば対立構造に陥る場合があるが、このような場合には、スクールソーシャルワーカーなどの積極的な活用とその協力を得ることで、対立構造を緩和し、本人、保護者、学校、そして後述の市教委がチーム一丸となって、いじめ問題解決にあたることもできると考える。

本件では、本人のみならず保護者も、いじめ問題解決の担い手として重要な地位にあるとの認識が十分であったのか否か再考されるべきである。

力 本件では、いじめ認知及びこれに対する対応が早期になされなかつたとの問題に加えて、情報が共有されず、一貫したいじめ対策が出来なかつたこと、いじめが認識されていながら予防的措置が講じられなかつたこと、本人や家族不在のなかで対応がなされたことなどの問題が認められる。

このように、本件は、教員による不適切な言動が発端ではあるが、生徒らによるいじめが存在すると判断できる状態にあったのであるから、少なくとも、学年全体で情報共有を図り、対象生徒の保護者も含めて問題の抜本的解決及び将来のいじめ予防に向けて対応すべきであったが、これが十分にできていたとは判断することはできず、この点については、今後十分な対応をされたい。

### (3) 小括

本件では、教員による不適切な言動が存在し、その調査の中で、生徒らによる「いじめ」と判断できる具体的な事情が見受けられたのであるから、学校は、早い段階で、いじめ問題としてこれを取り上げ、学年内、あるいは学校全体で情報を共有し、保護者も含めて、一貫性のある対応をすべきであるが、これが十分になされていたとは言えない。

また、「いじめ」対応として、個々の生徒に対し指導はしているが、その後も「いじめ」が生じた結果を考えれば、「いじめ」の未然防止も不十分であったと判断せざるを得ない。

## 2 教育委員会の対応・問題点について

### (1) 経緯

本件では、当初、K教諭による不適切な言動を対象として市教委学務課が対応し、その後、Aが不登校となっていたことから学校に戻ることが出来る様にする対応のため、市教委学校支援課が関与している。

学務課は、教員県費負担教職員等の人事に関する事、学校経営管理の指導及び助言に関する事、学校経営管理に係る調査、統計に関する事、その他学校経営管理に関する事を主たる業務とする。

学校支援課は、教育課程及び学習指導に関する事、生徒指導及び教育相談に関する事、桶川市いじめ防止連絡協議会及び桶川市いじめ対策委員会に関する事、その他学校教育に関する事を主たる業務とする。

以下、本件における、学務課、学校支援課の対応につき検討する。

### (2) 学務課の対応と問題点について

ア 令和2年11月16日、Aの母親から架電があり、この中で、K教諭により吃音があることを真似されること、ショックで学校に行けないことがあること、欠席が続いていること、先生からのいじめが生徒のいじめを助長していることが話されている。そのうえで、市教委学務課は、校長に対し、明らかに不適切な対応である旨を伝えている。

令和2年11月25日のAの母親から架電に対して、Aが学校に登校できるようにしていく旨の回答がなされている。

令和3年2月15日のAの母親からの架電の中で、他の生徒からシャープペンでつつかれたとの主張がなされている。

イ 上記事実を勘案すれば、市教委学務課は、令和2年11月ころには、K教諭の不適切な言動に起因したクラスメイトによるいじめが生じ得ることを認識し得たと判断することができる。特に、令和2年11月16日の段階で、保護者からいじめがあることの発言がなされていることからすれば、これを端緒として、いじめを認知し、対応を講じることが必要であった。

確かに、学務課は、教員県費負担教職員等の人事に関する事、学校経営管理の指導及び助言に関する事等を主たる業務とすることから、いじめ自体を主体的に取り扱う課ではない。しかし、いじめが重要な人権侵害であることは認識えたはずであり、かつ、いじめ問題を取り扱う学校支援課は同じ市教委内に存在する。

そうであれば、学務課としては、いじめ問題を把握したのであるから、いじめ問題解消のために、積極的に学校支援課に働きかける必要があった。特に、いじめ問題については初期対応が重要であることから、いじめを認知した時点で、学校支援課の協力を求めるべきであった。しかし、学校支援課が関与することになったのは、令和3年度に入ってからである。

この様に、市教委学務課は、令和2年11月ころ、学校支援課に積極的に情報共有し、学校支援課を通じて、本件の「いじめ」に関する事実を調査確認し、具体的な対応を求めることが必要であった。また、いじめの解消には時間要することから、定期的に、その報告を求め、いじめが解消に向かっているのか等確認をすべきであった。学務課は、同課の主たる業務に専念するあまり、「いじめ」問題の対応が疎かになったと考えられる。

### (3) 学校支援課の対応と問題点について

ア 学校支援課は、令和3年5月11日、Aの自殺企図につき把握し、これ以後、学務課から学校支援課が主たる対応を継続している。

Aの母親の当初の主たる主張は、K教諭の不適切な言動にあり、当初はK教諭の不適切な言動への対応が主題ではあり、これ自体は教員県費負担教職員等の人事に関することとして、学校支援課が取り扱う内容ではないかもしれない。

イ しかし、学校支援課は、K教諭の不適切な対応に関する情報共有メモを供覧しており、令和2年11月16日付情報共有メモには、「先生からのいじめが生徒のいじめを助長しており」との記載があり、生徒によるいじめの存在を推知することができる状態にあった。また、令和2年度のK教諭に対する指導措置委員会においても、生徒間のいじめの存在について確認がなされている。にもかかわらず、この段階では、学校支援課による積極的な関わりはなされていない。

また、上記のとおり、Aは自殺企図したことから、Aが安定的に教育を受けることができる状態にあるのか等は重大な関心事であるところ、これは、Aの教育課程及び学習指導に関する事項として、学校支援課の責務に属する事項であることから、これを重大事項と受け止めて、その背後にある事実関係を把握すべく対応を検討すべきではあった。

上記のとおり、学校支援課は、令和2年11月16日の段階でいじめの存在を推知したが、重大事態であるとの判断がなされなかつたことに起因し、具体的な対応もなされなかつた。

そうであれば、学校支援課としては、教育課程及び学習指導に関する事を掌握する組織として、まさにこれに直結するいじめ問題に対する感度を上げ、いじめを積極的に認知し、対応していくことが求められる。

### (3) 市教委の対応・問題点について

ア 本件で、市教委（学務課及び学校支援課）は、令和2年11月16日時点で、Aに対するいじめの存在を認知すべきであった。

しかし、学校支援課と学務課が、学校経営支援チームを作り共同して、本件に対する対応を始めたのは、令和3年6月以降である。そして、本件の対応は遅々として進まず、重大な結果を生じさせるに至った。

イ 上記のとおり、学務課及び学校支援課には、いずれも問題があつた。

すなわち、学務課及び学校支援課は縦割りの関係にあり、子どものために、共同して問題解決に当たるという視点が十分ではなかったこと、情報共有が十分になされず、いじめの認知が遅れたことが、問題点としてあげられる。

市教委は、子どもの学習権を充実させるために、それぞれの立場から教育行政にあたる。しかし、その中核は、子どもの学習権の保障である。子どもが、その成長段階に応じた教育を受けることができるようになることが必要であり、教育委員会、教諭を含めた大人一般は、子どもの学習権を充足させるよう助力すべきである。

本件では、その視点が欠け、必要十分な対応がなされてこなかつたことは認めざるを得ず、後述の提言のとおり、市教委として、いじめを早期発見し、具体的に対応解決できる組織の構築を図るべきである。

## 第6 再発防止に向けての提言

この項では、本事案について調査した結果をもとに再発防止に向けて当委員会で検討した結果を当該校及び市教委への提言としてまとめる。

### 1 学校への提言

#### (1) 学校を生徒一人一人が安心して過ごせる場所に

本事案では、Aに対する複数の生徒によるいじめが連續して発生した。また、クラスの多くの生徒が関わるようないじめも発生した。結果、Aは心身に大きな不調をきたし、長期間、登校できない状況に追い込まれてしまった。誰もが等しく持つ学校で学ぶ権利がいじめにより奪われてしまったのである。

学校は教育の場であり、生徒を育てる場である。従って、いじめを防止するためには、まず、様々な教育活動を通して、いじめをしない生徒を育て、いじめを許さない生徒を育て、いじめを生まない学級風土を醸成しなければならない。

当該校においても「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る」取組を推進していた。

本事案が発生した時期はコロナ禍にあり、授業や学校行事等に様々な制約が加えられていたこともあるだろうが、本事案の発生は、当該校におけるそれらの取組が十分でなかつたことを示していると言える。

多様な個性をもつ生徒たちを教え育てることは、多くの労力を要することである。様々な困難も生じ、一筋縄ではいかないことも多々あるだろう。

しかし、学校は生徒誰もが安心して登校することができ、安心して過ごせる場所でなければならない。

そのためには、全ての教育活動を通して生徒同士が互いの人権を尊重し、認め合い支えあうことができる関係を築いていかねばならない。

いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるような道徳の授業づくり、生徒が自主的にいじめの問題について考え、行動につなげができるような活動の場の設定、いじめは刑事罰の対象にもなり得ることや損害賠償責任が発生しうることもあることを学ぶような取り組み、生徒同士のコミュニケーション能力を育むような集団活動、規律正しい態度で主体的に参加できるような授業づくりなどを通して、いじめは決してあってはならない、してはならない、許してはならないという意識と行動を学び取らせる教育活動に学校全体で取り組んでいただきたい。

## （2）いじめの認知についての共通理解を

当該校より市教委に提出された「事故報告書」には、本事案1～4について「当時、生徒間のトラブルととらえており、いじめと認知していない」と記載されていた。

多くの生徒が集団生活をおくる学校においては、考え方や意見の相違、相手のことを慮ることができない軽はずみな言動などにより、様々な生徒間のトラブルが発生する。それら一つ一つのことについて教員には見過ごすことなく丁寧に対応することが求められている。

本事案1～4についても、当時、担任や教科担当教員等が事情を把握し、毅然とした態度で当該生徒に対し指導していた。そのことにより、同様の行為が繰り返されることはない。

しかし、それらのことを当時、当該校は「いじめ」と認知していない。

毎学期末に市教委に提出する調査にも「いじめ」としての報告はなかった。

いじめとは、法第2条により「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

この定義に基づき、いじめを認知するにあたっては、被害者の立場に立ち、被害者の気持ちを重視することが求められる。

確かに本事案1～4について、生徒間のトラブルとしての対応はされていた。

しかし、その時の被害者の心情や心理状態を慮るところについては十分でなかったと考える。

いじめの認知は被害生徒の感じる被害性に着目し判断する必要がある。

今後、校内研修等を通して、被害者的心に寄り添いながら、被害者の心情に基づいたいじめの認知が求められることを全教職員で改めて共通理解を図っていただきたい。併せて、生徒とのコミュニケーションにおいて、生徒がどう考えたり、感じたりしているのかを表情や態度から細やかに掬い取るスキルを身につける研修にも取り組んでいただきたい。

## （3）教員としての自覚をもった言動を

本事案では、Aに対する教員の不適切な言動もいじめが発生した一因であると当委

員会では考えている。

当該教員は、授業中、Aの吃音やそれに伴う随伴行動を真似たり、執拗にAを指名したり体に触れたりするなどの言動を生徒たちの前で行っていた。

中学生の段階は心身共に大きく成長する時期ではあるが、いまだ成長過程にあり、善悪の判断についても未熟な部分がある。

生徒たちが、教員によるそのような不適切な言動を目にするれば、同様のことを自らが行っても許容されると認識する可能性が生じると同時に、教員の行動を生徒が止めることはふつう困難なため、不適切行動の「傍観者」としての態度を強化する状況が生じていた。

「教育は人なり」と言う。教員はあらゆる場面における自らの言動や一挙手一投足が生徒たちに大きな影響を及ぼしていることを自覚しなければならない。

教育の専門家として教科指導等の力量を高めるために努力するとともに、自らの人柄や人間性を磨く努力も怠ることなく取り組まねばならない。

自らの言動を常に振り返り、生徒たちにより影響を与える存在となるよう努力しなければならない。

そのためには、教員一人一人がより知見を広め、人としての在り方、よりよい生き方について考え続ける姿勢を身につけることが必要である。

校内研修の内容を工夫するとともに、教員一人一人が自らの在り方を常に振り返り、「学び続ける教員」を体現していただきたい。

#### (4) 組織的な対応を

本調査を通して、それぞれの教員がそれぞれの立場で本事案に向き合い、真摯に職務を遂行していたことは把握できた。しかし、G元校長とH元教頭の間で十分な情報共有や対応策の検討がなされておらず、それが独自の対応を行っていたこと、G元校長は個々の教員の能力を尊重するサーバントリーダーシップをとろうとしたと考えられるが、この件の重要性を的確に認識したのち、見通しをもった行動計画をたて、その方針に従って対応チームの支援を行うという形のリーダーシップをとることができなかつたことにより、管理部門、学年集団、部会や委員会といったそれぞれの組織が機能しなくなつた。

これらのことにより当時は教員間に不安や不信感、意欲の減退が生じていたことが伺え、結果的にそれぞれの教員の力が十分に発揮できない組織体制となつた。

また、当時、当該校にはスクールカウンセラーも配置されていた。スクールカウンセラーは、チーム学校の一員として生徒の指導に関して教職員への助言・援助を行ったり、生徒・保護者への支援及びカウンセリングを行ったりする役割を担っている。

本事案に関しても一部関わってはいたが、会議等に出席していじめの認知や対応策の検討などの協議には加わっていなかった。校内の情報管理の仕組みによりスクールカウンセラーが生徒の情報にアクセスすることができなかつたことも聴取の中で明らかになった。そのためスクールカウンセラーが自ら問題を発見する動きはとれなか

った。仮に、情報にアクセスすることができていたら、被害者の心理面の影響も分析し、より有効な形でアプローチすることもできたのではないだろうか。

以上のことから、当該校では本事案に対する組織的な対応が十分ではなかつたと考える。

いじめ問題には学校の総力を挙げて組織的に対応することが必要である。

生徒間の人間関係や被害生徒、加害生徒の心理などについて、より多くの視点から情報を把握すること、より多くの目で、より広い視野で多角的多面的に方向性や具体策を検討していく必要がある。

関係職員間できめ細かく丁寧に情報を共有する、スクールカウンセラーや日頃生徒に接している相談員など教員以外の関係者も加えて検討する場を設けるなど、校長が適切なリーダーシップを発揮し、学校の総力をあげて組織的に対応していただきたい。

いじめの防止等の取組を実効的に推進するためには校内に中核となる組織を置き、教職員が一枚岩となっていじめの防止等に「チーム学校」として取り組む必要がある。

## 2 市教委への提言

### (1) いじめについての理解を深める

本事案について、当時、当該校がAに対するいじめを認知していなかつたことは既に述べたとおりであるが、市教委においても、当時、同様にいじめの認知には至っていなかつたことが調査の過程で明らかになった。

市教委が作成した資料によれば、Aの保護者は令和2年1月16日に市教委に対して、当該校の教員がAに対して不適切な言動を行っていたこと、Aがいじめを受けていることを訴えていた。

この訴えに対応したのは当時の学務課の指導主事であった。同指導主事は、電話対応の記録を作成し、学務課内だけでなく生徒指導を担当する学校支援課にも提供した。当然、学校支援課においても保護者からいじめの訴えがあったことをその文書により知り得たわけだが、学校支援課として動くことはなかつた。

Aの保護者からの訴えを受けて学務課は学校に対して状況を報告するよう指示し、当該校は把握している状況を文書にして提出した。その文書にはAに対するいじめがあつたことが記載されていた。その文書も学校支援課に提供されていたが、学校支援課が動くことはなかつた。また、学務課からいじめの対応について働きかけることもなかつた。

明らかに、いじめに対する理解不足と初動の遅れがあつたと言える。

市教委は、所管する学校の生徒指導等に関して指導・支援する立場にある。学校が見落としている部分や見逃している部分等について適切に指導・支援していかなければならない。そのためには、市教委自らも常にいじめに対する理解を深め、感性を高めていく必要がある。

市教委には自らに課せられた役割を十分に理解し、学校を指導、支援しながらいじめ問題の対応にあたるよう努めていただきたい。

## （2）いじめの早期発見の手立ての検討を

本市では、「桶川市いじめ防止等基本方針」において、「いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める」と示している。当該校においてもいじめの早期発見のために生徒対象のアンケート調査を毎学期1回実施していた。

しかし、当該校においてはアンケート結果が十分に生かされていたとは言えない状況があった。いじめを訴える内容やいじめを予見させるような記載が十分に吟味されなかったり、「アンケートに記載がなかったのでいじめとは認識しなかった」という話も今回の聴取の中で聞かれたりした。このことはもちろん当該校における調査結果の活用に関わる課題ではあるが、一方でアンケート調査という手法の他にもいじめを早期に発見する手立てを講じる必要があることを示しているともいえよう。

例えば、生徒一人一人に配布されている情報端末を活用する方法が考えられる。朝あるいは帰りの学活の時間に「心の健康観察」という時間を設定し、生徒一人一人が今の自分の心の健康状態を情報端末にA、B、Cや◎、○、△などで入力する。その結果を統計資料として一覧にし、担任だけでなく、管理職、養護教諭、スクールカウンセラーなど多くの教職員が見られるようにする。その中でCや△が続くなど気になる生徒がいる場合は声をかけたり、面談の場を設けたりする。

このように、よりリアルタイムに、よりきめ細かく、いろいろな立場の人が関わって生徒の状態を把握することがいじめの早期発見につながるのではないかと考える。ぜひ、いじめの早期発見の手立てについて検討願いたい。

## （3）課を超えた柔軟な組織体制の運用を

市教委においては、学校管理や教員に関する内容については学務課、教育指導や児童生徒に関する部分については学校支援課が所掌する体制になっている。

本事案についての市教委の対応は、前述したように令和2年11月に学務課がAの保護者からの電話を受けたことから始まっている。

その後、Aの保護者や当該校などの対応を学務課が行っていた。対応の内容については、その都度、学務課の担当者によって資料が作成され、学校支援課にも情報が提供されていた。学校支援課でもAの保護者からの訴えや当該校の対応などについて状況を把握することができていた。学務課からの情報提供の内容には「いじめ」や「成績評価」に関する内容も含まれていたが、令和2年度中に学校支援課が動くことはなかった。

その後令和3年5月にAの自殺企図の情報が市教委に入り、ここで学校支援課による対応が始まる。その後、Aの保護者との対応は学務課から学校支援課に替わった。学校教育指導員（校長経験者）による学校訪問や学校支援チームによる学校支援の具体策の検討などが行われるようになった。Aの保護者の訴えから既に半年が経過していた。

確かに、本事案は生徒間のいじめだけでなく、教員による不適切な言動も関係して

いる複雑な事案であった。

それだけに、市教委としては担当課のみで対応するのではなく、事案発覚当初から学務課、学校支援課という課の枠を超えた組織を編成し、対応すべきであったと考える。その組織に、市教委に所属し、校長としての経験が豊富で幅広い知見を有する学校教育指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などを含め、多様な観点から事案の検討、協議を進めていくことが必要であろう。今後、市教委において課の枠を超えた柔軟な組織体制の運用について検討されることを望む。

## 結びに

令和5年8月に当委員会が設置され本事案に関する調査が始まった。その後、多くの関係者の協力を得ながら、聞き取り調査等を通していじめの事実関係を精査してきた。

調査開始時点で本事案発生時から既に相当時間が過ぎていたが、被害者および被害者の保護者にとってはけっして過去のことではない。当委員会としては事実関係を明らかにするために、公平性、中立性を保ちながら誠心誠意、調査に臨むことを心掛けてきた。

学校は生徒たちが安心して過ごせる場でなければならない。

そのためには、学校が総力を結集して、いじめ対策に取り組まねばならない。

教員からのいじめ防止のアプローチだけでなく、生徒自らが動き出すような取り組みや学校運営協議会等で外部の方の考え方や保護者の意見を聞きながら取り組みを進めることもできるであろう。教員、スクールカウンセラーなどの専門家、スクールソーシャルワーカー、相談員、生徒、保護者、地域住民など学校に関わる全ての人たちの総力を結集した実効性ある粘り強い取り組みが必要となる。

学校はいじめの根絶を目指し、いじめにより傷つく生徒を一人も出さないという強い決意をもって取り組む必要がある。当該校においては、本報告書の内容をぜひ校内全教職員で共有し、いじめ対策を進めていただきたい。

いじめ対策にゴールはない。常に現状を振り返りながら、いじめのない学校づくりに邁進されることを願っている。

◇桶川市いじめ調査委員会委員名簿

	氏 名	職 業	専門
1	菅原 啓高	弁護士	法律
2	鈴木 信子	公認心理師	心理
3	荻野 直己	医師	医療
4	中野 綾香	社会福祉士	福祉